

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度とは？

生活福祉資金貸付制度は、奈良県社会福祉協議会が実施主体（申請窓口：御所市社会福祉協議会）となり、資金の貸付を通じて経済的な自立や在宅福祉の向上を図ることによって、住民の地域での安定した生活を支援します。

対象となる世帯

■低所得世帯

世帯収入が生活保護法にもとづく生活保護基準額の1.7倍程度の世帯

■高齢者世帯

65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯収入が生活保護基準額のおおむね2.5倍程度の世帯

■障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯

ご貸付の条件については、奈良県社会福祉協議会のホームページにてご確認ください。

<https://nara-shakyo.jp/pages/61/>

詳細な内容や借入れ手続き等については、お住まいを担当されている民生委員
もしくは御所市社会福祉協議会にご相談ください。